

- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- △ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいず

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,054単位
ii 要介護 2	1,119単位
iii 要介護 3	1,185単位
iv 要介護 4	1,253単位
v 要介護 5	1,319単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,163単位
ii 要介護 2	1,229単位
iii 要介護 3	1,295単位
iv 要介護 4	1,362単位
v 要介護 5	1,428単位
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	996単位
ii 要介護 2	1,066単位
iii 要介護 3	1,135単位
iv 要介護 4	1,206単位
v 要介護 5	1,274単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,106単位
ii 要介護 2	1,175単位
iii 要介護 3	1,245単位
iv 要介護 4	1,315単位
v 要介護 5	1,383単位
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	

れにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
二 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,017単位
ii 要介護 2	1,081単位
iii 要介護 3	1,145単位
iv 要介護 4	1,209単位
v 要介護 5	1,273単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,122単位
ii 要介護 2	1,187単位
iii 要介護 3	1,250単位
iv 要介護 4	1,315単位
v 要介護 5	1,378単位
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	962単位
ii 要介護 2	1,029単位
iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,230単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,068単位
ii 要介護 2	1,135単位
iii 要介護 3	1,201単位
iv 要介護 4	1,270単位
v 要介護 5	1,336単位
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	967単位
ii 要介護 2	1,036単位
iii 要介護 3	1,103単位
iv 要介護 4	1,170単位
v 要介護 5	1,238単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,077単位
ii 要介護 2	1,145単位
iii 要介護 3	1,213単位
iv 要介護 4	1,280単位
v 要介護 5	1,347単位
四 認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	952単位
ii 要介護 2	1,018単位
iii 要介護 3	1,084単位
iv 要介護 4	1,151単位
v 要介護 5	1,218単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,062単位
ii 要介護 2	1,127単位
iii 要介護 3	1,193単位
iv 要介護 4	1,261単位
v 要介護 5	1,326単位
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	891単位
ii 要介護 2	957単位
iii 要介護 3	1,023単位
iv 要介護 4	1,090単位
v 要介護 5	1,156単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,000単位
ii 要介護 2	1,066単位
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	1,094単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,221単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	966単位
ii 要介護 2	1,029単位

iii 要介護 3	1,132単位
iv 要介護 4	1,199単位
v 要介護 5	1,266単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(i)	
a 要介護 1	794単位
b 要介護 2	860単位
c 要介護 3	926単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,060単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護 1	904単位
b 要介護 2	969単位
c 要介護 3	1,036単位
d 要介護 4	1,103単位
e 要介護 5	1,168単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,166単位
ii 要介護 2	1,232単位
iii 要介護 3	1,298単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,431単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,166単位
ii 要介護 2	1,232単位
iii 要介護 3	1,298単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,431単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,109単位
ii 要介護 2	1,178単位
iii 要介護 3	1,248単位
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位

iv 要介護 4	1,318単位	iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,387単位	v 要介護 5	1,356単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)		b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,109単位	i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,178単位	ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,248単位	iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,318単位	iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,387単位	v 要介護 5	1,356単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費		(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位	(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位	(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位	(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位
注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	

- 定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。
- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(III)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(III)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(IV)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

- 定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。
- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(III)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。	
(5) 療養食加算	23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。	
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(6) 特定診療費	
注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(7) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位
(5) 療養食加算	23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。	
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(6) 特定診療費	
注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(7) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6 单位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(I)イ

(1) (略)	
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(一) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という)、当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という)又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。	
(二) 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。	
ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ	
(1) (略)	
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(一) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟、当該指定短期入所療養介護を行う病室又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。	
(二) イ(2)ロに該当するものであること。	
△ サービス提供体制強化加算(II)	
(1) (略)	
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(一) 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。	
(二) イ(2)ロに該当するものであること。	
△ サービス提供体制強化加算(III)	
(1) (略)	
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(一) 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病	

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 〔1〕 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
〔2〕 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 〔1〕により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
〔3〕 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 〔1〕により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

〔2〕 イ(2)〔2〕に該当するものであること。

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 〔1〕 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
〔2〕 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
〔3〕 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 〔1〕により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
〔4〕 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 〔1〕により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）をする費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定期間見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
(5)

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定期間見込額に相当する賃金改善を実施すること。
(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
(5) 算定期間見込額が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
(6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
〔1〕 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
〔2〕 〔1〕の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
〔3〕 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
〔4〕 〔3〕について、全ての介護職員に周知していること。
(8) 平成二十七年四月から(2)の届出日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
〔1〕 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
〔1〕 イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
〔2〕 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
〔1〕 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員

		に周知していること。
□		次に掲げる要件の全てに適合すること。
	a	介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	b	aについて、全ての介護職員に周知していること。
(3)		平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
△		介護職員待遇改善加算(Ⅲ)イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
△		介護職員待遇改善加算(Ⅳ)イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
10	特定施設入居者生活介護費	
イ	特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1)	要介護 1	564単位
(2)	要介護 2	632単位
(3)	要介護 3	705単位
(4)	要介護 4	773単位
(5)	要介護 5	844単位
ロ	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
ハ	短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1)	要介護 1	564単位
(2)	要介護 2	632単位
(3)	要介護 3	705単位
(4)	要介護 4	773単位
(5)	要介護 5	843単位
注 1	イについて、指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「	
		10
イ	特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1)	要介護 1	533単位
(2)	要介護 2	597単位
(3)	要介護 3	666単位
(4)	要介護 4	730単位
(5)	要介護 5	798単位
ロ	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
ハ	短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1)	要介護 1	533単位
(2)	要介護 2	597単位
(3)	要介護 3	666単位
(4)	要介護 4	730単位
(5)	要介護 5	798単位
注 1	イについて、指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「	

利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

- (1) 要介護一 一万六千二百三単位
- (2) 要介護二 一万八千百四十九単位
- (3) 要介護三 二万二百四十六単位
- (4) 要介護四 二万二千九百九十二単位
- (5) 要介護五 二万四千二百五十九単位

二 (略)

別表第一

1	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1 日につき)	<u>82単位</u>
注 1・2	(略)	
2	訪問介護	
イ	身体介護が中心である場合	
(1)	所要時間15分未満の場合	<u>95単位</u>
(2)	所要時間15分以上30分未満の場合	<u>191単位</u>
(3)	所要時間30分以上 1時間30分未満の場合 <u>260単位</u> に所要時 間30分から計算して所要時間が15分増すごとに <u>86単位</u> を加算し た単位数	
(4)	所要時間 1時間30分以上の場合 <u>557卖位</u> に所要時間 1時間30 分から計算して所要時間15分を増すごとに <u>36卖位</u> を加算した単 位数	
ロ	生活援助が中心である場合	
(1)	所要時間15分未満の場合	<u>48卖位</u>
(2)	所要時間15分以上 1時間未満の場合 <u>95卖位</u> に所要時間15分 から計算して所要時間が15分増すごとに <u>48卖位</u> を加算した単位 数	
(3)	所要時間 1時間以上 1時間15分未満の場合	<u>217卖位</u>
(4)	所要時間 1時間15分以上の場合	<u>260卖位</u>
ハ	通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	<u>86卖位</u>
注 1～4	(略)	
3	訪問入浴介護	
イ	利用者に対して、指定訪問入浴介護 (指定居宅サービス基準第 44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託 居宅サービス事業者の看護職員 (看護師又は准看護師をいう。以 下同じ。) 1人及び介護職員 2人が、指定訪問入浴介護を行った場 合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費 (以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単 位数を算定する。	
ロ	訪問入浴介護費のイの注 1 から注 8 まで並びにロ及びハについ ては、適用しない。	
4	訪問看護	

- 129 -

イ	通院が困難な利用者 (末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定 める基準に適合する利用者等 (平成24年厚生労働省告示第95号。 以下「適合する利用者等」という。)第4号に規定する疾病等の患者 を除く。)に対して、指定訪問看護 (指定居宅サービス基準第59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サ ービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士 (以下「看護師等」という。)が、その主治の医師 の指示 (指定訪問看護ステーション (指定居宅サービス基準第60 条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以 下同じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示) 及 び訪問看護計画書 (指定居宅サービス基準第70条第1項に規定す る訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行 った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位 置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間 で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費 (以下「訪問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数 を算定する。
ロ	所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護を24時間 行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であつ て、居宅サービス計画 (法第8条第23項に規定する居宅サービス 計画をいう。以下同じ。)又は訪問看護計画書の中に20分以上の指 定訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定する。
ハ	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回に つき100分の81に相当する単位数を算定する。
二	イからハまでの注1から注12まで、注14及び注15並びにニからチまでについては、適用 しない。
5	指定訪問リハビリテーション (1回につき)
イ	通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション (指 定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーション をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行って いる医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った 場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリ

- 130 -

テーション費（以下「訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

□ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注5まで及び注7並びにロについては、適用しない。

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第97号。以下「施設基準」という。）第5号イからニまでに適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあっては、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 利用者（適合する利用者等第13号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)又は二(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

△ 利用者（適合する利用者等第12号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではな

く、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

三 イからハまでについては、通所介護費のイからホまでの注1から注12まで並びにヘ及びトについては、適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

イ 利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第6号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注16まで並びにニ及びホは適用しない。

8 指定福祉用具貸与（1月につき）

イ 利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

イ 利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第28号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

□ 利用者（適合する利用者等第36号に規定する者に限る。）に対して、指定認知症対応型通所介護にかかる受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費のイ及びロまでの注1から注10まで並びにハ及びニについては、適用しない。

3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準
イ 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者が、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。
ロ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下の号、次号及び第二十四号において「利用者」という。）の数は、当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。
ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
三 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与との対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。
ホ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年

法律第二十六号) 第二十五条各項の規定による指示(以下「勧告等」という。)を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

- 4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 5 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 6 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。
- 7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日か

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

5 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

6 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

(削除)

- 135 -

ら死亡までの間は、算定しない。また、この場合において、
夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

二 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定しない場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準
イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の三の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説

- 136 -

明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随时、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

(新設)

ホ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)	3 単位
(2) 認知症専門ケア加算(II)	4 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費における認知症専門ケア加算の基準
イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(特定施設入居者生活介護費を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

- 137 -

ロ 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(特定施設入居者生活介護費を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの厚生労働大臣が定める者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

(新設)

△ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(3) サービス提供体制強化加算(I)	6 単位
(4) サービス提供体制強化加算(II)	6 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 138 -

(1) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、(1)の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。
(3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
□ サービス提供体制強化加算(I) □ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(2) (1)の介護職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。
(3) イ(3)に該当するものであること。
△ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(2) (1)の看護・介護職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。
(3) イ(3)に該当するものであること。
△ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の

総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2) (1)の職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。
(3) イ(3)に該当するものであること。

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから△までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

上 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから△までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから△までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定期間内に見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(2) 指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
(3) 介護職員処遇改善加算の算定期間内に見込額を上回る賃金改善を実施す

- ること。
- (4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定特定施設において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- 四 ④について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から②の届出日の月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- 口 介護職員処遇改善加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① イ①から⑥までに掲げる基準に適合すること。
 - ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- 141 -

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成二十年十月からイ②の届出日の月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- △ 介護職員処遇改善加算(III) イ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 二 介護職員処遇改善加算(IV) イ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）をいう。以下同じ。に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）をいう。以下同じ。に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される

- 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。
- 5 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。
- 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
- 4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。
- 5 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。